

1. 利益相反マネジメント体制

2002年(平成14年)10月 制定 (対象・基準・体制・手続方法)
利益相反マネジメントポリシー

独自・自主的にルールを明確にし、公正さを社会に対してアピールするものとして制定

2005年(平成17年)10月 制定 (目的・基本方針)
利益相反マネジメント実施規程

ベンチャーの数が増え、産総研とベンチャーの利益相反状態をマネジメントする必要性が高まったことから、規程を整備

利益相反マネジメント委員会
(外部有識者で構成)

審議

諮問

理事長

事務局(総務本部 法務部 法務室)

答申

利益相反カウンセラー
(顧問弁護士・公認会計士)

指導・助言

役職員等

カウンセリング

2020年4月、外部有識者で構成する「利益相反マネジメントアドバイザリーボード」を廃止し、内部役職員等で構成されていた「利益相反マネジメント委員会」を外部有識者のみで構成する諮問機関に改編